

山梨県公安委員会告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定による免許関係事務を委託する場合の資格認定基準を次のとおり定め、令和4年5月13日から施行し、道路交通法及び道路交通法施行規則に規定する免許関係事務の委託に関し公安委員会が認定する際の基準（平成29年山梨県公安委員会告示第29号）は、廃止する。

令和4年4月27日

山梨県公安委員会

委員長 武田信彦

- 1 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- 2 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定があった場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- 3 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配していないこと。
- 5 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていること。
- 6 山梨県内に主たる事業所を有していること。
- 7 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。
- 8 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。
- 9 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。
- 10 機密漏えい防止に関する規程を定めていること。
- 11 免許関係事務を公正かつ的確に遂行する体制及び能力を有すること。
- 12 免許関係事務に係る資格認定の取消しを受けていない、又は資格認定の取消しを

受けた日から 2 年を経過していること。

1 3 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）に次のいずれかに該当する者のいない法人であること。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (6) 心身の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

1 4 運転免許に係る講習等に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「講習等規則」という。）第 4 条第 2 項第 1 号に規定する公安委員会が行う審査は各号のいずれにも該当する者を 3 人以上確保し、当該免許関係事務の実施場所として、1 回の実施で 10 人まで受検できる部屋が整備されていること。

なお、講習等規則第 4 条第 2 項第 1 号及び同条同項第 2 号に規定する公安委員会が行う審査は、次のいずれかに該当することをもって合格とする。

- (1) 認知機能検査
 - ア 認知症の専門医
 - イ 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を修了した者又は平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を修了した者
 - ウ 警察庁又は県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を修了した者
- (2) 運転技能検査
 - ア 令和 4 年 3 月 31 日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を修了し、運転技能検査員養成講習の課程を修了した者
 - イ 自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を修了した者